

総務委員会会議録

平成25年12月19日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 15:00

案 件

1. 議案第85号 平成25年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)
2. 議案第100号 飯塚市職員の自己啓発等休業に関する条例
3. 議案第101号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
4. 議案第103号 飯塚市ふれあい交流センター条例
5. 議案第106号 飯塚市同和対策施設条例の一部を改正する条例
6. 議案第107号 飯塚市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例
7. 議案第109号 財産の譲渡(弁分自治公民館敷地)
8. 議案第110号 財産の譲渡(小正浦の原自治公民館敷地)
9. 議案第111号 財産の譲渡(忠隈二区自治公民館敷地)
10. 議案第114号 土地の処分(市営平恒北明住宅跡地)
11. 議案第118号 飯塚地区消防組合理約の変更

【所管事務調査】

1. 飯塚市LED防犯灯導入事業について

【報告事項】

1. 飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について (中心市街地活性化推進課)
2. アメリカ合衆国サニーベール市との友好交流について (総合政策課)
3. 指定管理施設の評価について (総合政策課)
4. 消費税の引き上げに伴う使用料等の転嫁について (総合政策課)
5. 平成25年度職員採用試験の実施状況について (人事課)
6. 合併特例債の発行可能限度額の修正について (財政課)
7. 小中学校再編整備により生じる跡地の利活用について (行財政改革推進課)

委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第85号 平成25年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。
執行部の補足説明を求めます。

財政課長

「議案第85号 平成25年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」につきましては、別に配布いたしております「(平成25年度)補正予算資料」により御説明いたします。

1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、表の下に記載しておりますように、前期の実績に基づいた経費の見直しと、今後の所要額を見込んで補正するもので、一般会計で11億9717万5千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を641億8817万3千円とするものでございます。

次の2ページ以降に主な補正予算の概要を費目ごとにまとめ、左側に予算書のページを記載しております。その主なものについてご説明いたします。なお、今回の補正につきましては、国の補正予算(第1号)の関連事業の実施にあたって、平成25年度当初予算計上事業を含む

平成25年度以降の実施予定事業について前倒しを行うため、平成25年2月に追加補正を行い平成25年度に繰越をしており、予算調整の時期の関係で追加補正予算と平成25年度当初予算が重複計上されているため、今回、該当事業費とその財源の国庫支出金、市債を減額補正いたしております。

まず、歳入の市税につきましては、前期の調定実績をもとに個人市民税の減額、法人市民税および市たばこ税の増額等により、総額で2億572万6千円を追加いたしております。

地方交付税の普通交付税は、交付額の確定により4543万6千円を増額するものでございます。なお、臨時財政対策債を含めた実質的な交付税総額は838万9千円の減額となっております。

国庫支出金は、補助対象事業費の増減、平成25年2月の追加補正重複計上分の減額および地域の元気臨時交付金として国から自治体に対し経済対策として追加的に行う公共事業の地方負担総額の8割程度、総額で約12億1千万円が交付されますことから、そのうち約3億円を平成25年度の事業に充てまして、残る8億円を平成26年度事業の財源として地域振興基金に積み立て、1億1千万円を水道事業会計への補助金として支出すること等に伴う補正額を計上いたしております。

3ページをお願いいたします。県支出金は、補助対象事業費の増減等に伴う補正額を計上いたしております。

4ページをお願いいたします。財産収入では、青葉台団地の売却に伴います売払収入を追加いたしております。

繰入金では、財政調整基金につきましては、今回の補正による財源調整で全額減額するもので、1億4591万6千円の減額をいたしております。

繰越金では、前年度繰越金を7億4322万9千円追加いたしておりますが、繰越額が大きくなった主な要因としましては、平成24年度の特別交付税が予算計上額を上回って交付されたこと等による前年度決算上の剰余金でございます。

市債につきましては、今回計上いたしております起債対象事業費の確定および平成25年2月の追加補正重複計上分の減額等に伴い補正するもので、普通交付税から赤字地方債への振り替え分であり臨時財政対策債につきましては、額の確定により減額をいたしております。

5ページをお願いいたします。次に、歳出についてご説明いたします。職員人件費につきましては、給与特例減額措置による減額および退職者の増などにより、下の表に記載しておりますように、一般職で職員数が当初見込みから14人減少し、その他の増減要因と併せて一般、特別会計の合計で4億1715万4千円の減額をいたしております。

6ページをお願いいたします。総務費の財産管理費では、財政調整基金積立金を1億789万5千円、減債基金積立金を17億2300万円追加いたしておりますが、減債基金積立金につきましては、予算編成で剰余金が見込まれる際に将来の公債費負担に備えるため、合併特例債借入予定額の30%を限度として積立てるものでございます。

歳入の財政調整基金の繰入金の減額と合わせまして、約19億7600万円の財源調整を行っております。

地域振興費では、国庫支出金のところで御説明いたしましたが、地域の元気臨時交付金を平成26年度事業に活用するため、地域振興基金の積み立てとしまして8億円を計上するものでございます。

民生費の障がい者福祉費の障がい者啓発事業費では、国、県の補助金を活用しまして、市内の公共施設、店舗、病院などの施設を対象としてバリアフリーマップの情報更新に対応するため、市ホームページでのウェブマップの作成委託料を追加いたしております。

児童福祉総務費では、県補助金、10分の10を活用しまして、平成27年度施行開始予定の子ども・子育て支援新制度に伴いますシステムの構築、導入のための委託料を追加するもの

でございます。

児童措置費では、県補助金、10分の10を活用いたしまして、事業開始5年以内に認定こども園への移行に向けて長時間預り保育等を行う幼稚園に対して交付します認可外保育施設運営等支援事業費補助金を追加するものでございます。

7ページをお願いいたします。保育所費では、菰田保育所、徳前保育所を統合し、新たに保育所を飯塚花市場横に設置するため、その設計委託料等を計上するものでございます。

衛生費の健康づくり推進費では、健幸ウォーキング交流大会を実施するための開催経費を計上するものでございます。

上水道費の水道事業会計補助金は、地域の元気臨時交付金を水道事業会計へ支出することなどにより追加いたしております。

ごみ処理費では、清掃工場費の燃料費についてコークス単価が低下したことおよび電気・機械設備等更新委託料の契約額確定等により減額するものでございます。

し尿処理費の環境センター管理運営費につきましても、機械設備等更新委託料の契約額確定等により減額をいたしております。

労働費、労働諸費の緊急雇用創出事業費では、8ページにかけまして既存事業の追加などにより増額をしておりますが、新規で就労体験支援事業を追加いたしております。

土木費の土木総務費では、マンション建設の増加等によりマイホーム取得奨励補助金を追加いたしております。

道路橋りょう新設改良費の中心市街地歩行者空間整備事業費から9ページの住宅建設費の改良住宅改善事業費にかけましては、平成25年2月の追加補正重複計上分の減額に伴い補正を行うものでございます。

消防費の消防施設費では、10分の10の補助のコミュニティ助成事業を活用しまして、消防団本部隊の女性分隊に軽可搬消防ポンプを配備するために追加いたしております。

教育費の小学校整備費では、国の交付金を確保するため平成26年度事業の菰田小学校および飯塚小学校大規模改造事業を前倒しするため、その事業費を追加するものでございます。

10ページをお願いいたします。同じく小学校整備費の片島・八木山・高田小学校大規模改造事業、穎田小中学校統合事業費から中学校整備費の飯塚第一・第三・菰田中学校統合事業費にかけましては、平成25年2月の追加補正重複計上分の減額に伴い補正するものでございます。

公債費の市債利子につきましては、平成24年度の利率および借入額の確定による減額を補正いたしております。

繰越明許費の補正は、筑穂庁舎内ふれあい広場整備事業、以下11ページにかけての13件につきましては、年度内の完了が見込めないため追加するものでございます。

債務負担行為の補正は、庁舎間整備等運搬費、以下6件につきまして、後年度の債務負担に係る期間および限度額を定めるため追加するもので、路線価格評定委託料、以下6件につきましては、契約確定による年度割の変更を行うものでございます。

19ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表および市債・基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

兼本委員

地域の元気臨時交付金が国の経済対策でですね、補助金が相当出とるわけですけど、これに基づいて飯塚市が例えば合併特例債を使ってやろうとした分とか、いろいろあると思うんですよね。だいたいどの程度、これが出たことによって合併特例債を使わないでいいのがどのくら

いになったのか。それから、最終的に一般会計にですね、いろいろ減債基金の積み立てなんか出たと思いますけど、どのような反映があったのか、そののところをもう少し具体的に。

財政課長

今回の元気づくり臨時交付金につきましては、合併特例債の該当事業には充てておりませんので、その分はございません。

すいません。一般財源で浮きました金額は2億9910万6千円でございます。

兼本委員

一般財源が2億9000万円ということで、12億1000万円の総額の地域元氣臨時交付金があって、一般財源が2億9000万円ということは、結局起債の分が減ったということになるわけですか。事業として見積っていた事業があるわけですよね、その分が一般財源で2億9000万円ということになると、起債の分が影響したということですか。起債にどのくらい影響があった。

財政課長

いま言われますように、起債の分がその分減ったという形になってまいります。

兼本委員

それとですね、地域振興基金に8億円積み立てたということですけど、ちょっとこの地域振興基金というものがどんなものか出したんですけどね、地域振興基金とはということで、合併後の市町村が地域住民の連帯の強化または地域振興等のために設ける基金。この基金に対する積み立てのうち特に必要と認めるものに要する経費については合併特例債を起すことができ、その合併特例債の元利償還金の一部、70%については普通交付税の措置が講じられるというふうになってるわけですよね。今この予算で上がってる8億円というのは、元氣臨時交付金を次年度に繰り越すからということで、地域基金として積み立てるという説明だったけど、これに例えば、今後の事業を見て、合併特例債で別に積み立てたやつはあるけどね、これの中にまた組み込んで積み立てるということは考えなかったわけですか。

財務部長

いま委員が御指摘のように、合併時に合併特例債を活用して積み立てました地域振興基金のベースが40億、これはもう合併当時の、今の委員の御指摘の目的で積み立てて、その運用益を地域振興ためには活用している。今回のその元氣臨時交付金もそうですが、以前、地域活性化とかの国の経済対策あたりで交付されました交付金あたりも、目的が地域振興に使うということで合致しておりましたので、また別建てで基金を創設するよりもこの基金を活用して、これに上乘せして地域振興に役立てていこうということで、この地域振興基金に今回の元氣臨時交付金の次年度以降活用させていただく分も積み立てをさせていただいております。管理といったしましては別管理をして、財政課がやっっていこうというふうに考えております。

兼本委員

予算はもう12月の補正ですから、大して新しい投資的なものはないわけですから、その辺が大きな目玉かなと思うわけですけど。

もう1点ですね、保育所費で菰田と徳前の保育所を統合するというので、徳前保育所の前が空き地でしたけど、いま住宅が張りついて、朝晩の送り迎えがもう大変な状態になってるわけですよ。だから1日も早い移転をお願いしたいわけですけど、これは保育所に行かれています方たちの説明会とか何とかいうのは、何回かやったわけですか。

子育て支援課長

地元の説明会は、まだ詳しくスケジュール等は説明はさし上げてはおりません。詳しくはまだ説明等はさし上げておりません。まだ設計が終わっておりませんもんですから。

兼本委員

違かろうが、それは。だからそういうことでやられるから、あとで問題が出るわけ。こうい

うふうにやりたいからということで、やっぱり先に地元の説明してね、そしてある程度御理解を得て、それから設計をやらんと、できたから移転しますでは順序が逆なんよね。地元のほうの保護者の人たちには菰田と徳前を一緒にして、両方とも古くなっているから、そういうことでやるわけやから、多分全然話はしてないと思うけど、話はしとるわけやろ、少し。

子育て支援課長

すみません。保護者の方々と自治会長の了解を得まして、文書による回覧はさし上げております、地元の方々に。

兼本委員

文書による何、回覧。

子育て支援課長

統合場所につきましては卸売団地の一角ですが、ここに建設するということの周知はさし上げております。

こども・健康部長

いま課長がお答えしておりますけど、当然いま委員が言われるように、保護者の方、自治会のほうには、こういうふうに統合する保育所はつくりますけど、どういう形で何年ごろにつくるといのははっきりしてませんが、いま委員が言われます徳前保育所は、今までは駐車場を確保しながらやってましたけど、そこに家が建ってますのでできません。言われるように込み入って危ないので早急につくりたいということで、いま花市場の横には建設いたしますことはお伝え申し上げます。あと自治会長にもお伝えしております。ただ、いつ頃できるかはお伝えしてませんが、お伝えはしております。

兼本委員

花市場のところですから、福岡の保育所みたいに、例えばラブホテルがあるとか、道路が狭いとかいうことの反対はないと思いますけど、だけど、やっぱり移転するということだから、ある程度、その保護者の皆さんたちには、いつになるかということの、いつになるかはそのわからんけど、ある程度この予算として上がってくるわけやからね、だからそういう形の中で上がってくるんだったら、ある程度、目安は2年なら2年のうちとかいう形で、この場所ですとよとか、それからある程度、具体的な説明をやととかんとね、結局、我々が知らないうちに行政が一方的に進めたという声が出たときに、あとから補完するよりも先にしとったほうが楽なんよね、地元対策としてはね。だから文書による回覧でこういうことやりましたよと、例えばその地元の人々の賛成、反対の意見は聞く必要はないけれども、こうなりますから、例えば送り迎えの、今ほとんど車で送り迎えしてるから、あれから向こうに行つたぐらい、徳前大橋を渡つたぐらいでそんなに大きな混乱はないと思いますけどね。しかしある程度やっぱり新しいところに場所が変わるといときには事細かに丁寧に地元説明しとかんと、あとで必ず自分たちは知らないうちに市がやった。何とかかんとかということと言われるのは、確かに言われるわけなんよ。今の時期が、あなたたちも知っているように市長選もあるわけやから、だからそういうことを、地元の人たちに対してこういう形ですよということを事細かに説明してやっていかんと、いろんな問題がね、一つ一つ小さいことからでも突かれたとき嫌やろう。だから文書による回覧というのはどういうことか、もう少し具体的に言ってごらん。

子育て支援課長

さる10月の4日付けで住民の皆さまへという形で隣組回覧をさし上げております。隣組回覧をするにあたりましては、その前に自治会長会のほうで御説明を一通りしまして御了解を得た上で回覧をさし上げております。それと保護者につきましては、9月の27日に菰田・徳前保育所の統廃合についてということで、文書によるお知らせをしております。いずれもこの説明の中では菰田・徳前保育所の統合の建設の予定地、これについて周知を図りまして、詳細につきましては、今後改めてそれぞれ地元自治会、あるいは保護者の皆さま方にはご説明を加

える予定であります。

兼本委員

自治会も大事かも知れないけど、やっぱり利用する保護者の方たちが一番やっぱり、距離が離れたりするわけやからね。だから例えば今まで近くやったらおばあちゃん、おじいちゃんが車なしでも送っていたのが、遠くになったときには、車が必要になったときには、お父さん、お母さんが送らないかんようになるとかね、そういう形も出てくるわけなんよね。だから値上げするとか、何をするとかいうときには、事細かに言って、早くから説明しているいろいろやってるけどね、移転して新しいやつができるからいいじゃないかというような感覚ではだめだと思うんですよね。やっぱり保護者の皆さんには、こういうことで動きますよということをおね、今からでも遅くないから、早めに両保育所で説明会などを開いてね、それかもしくは園長先生たちから保護者のお母さんたちに、こうなってるんですよということの説明でもいいわけですけどね、何かやっぱり手続きを早くしないと、行政がいつも我々の意見は聞かんで一方的にやったというのが、今まで過去に何例もそういうことがあるでしょうが。だからそういうことのないようにきちとした手続きを踏んでいただきたいということを要望しておきます。

こども・健康部長

いま課長が言ってますけど、保護者向けと言いましても、いま図面をつけまして、ここに建設予定としてあります。それで、ただ渡したわけではなく、所長がこういう形で統合いたしますので、後日そういう説明はしますけど、とりあえずこういうことで、ここに建設いたしますので、わかりやすく書いた文書をお渡ししておりますので、委員言われますようにはっきりスケジュールが決まりましたら説明会を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

兼本委員

だから部長と課長と答弁がそんなに違ったらだめなんよ。課長が言った答弁がそれやったらそういうふうに答弁してくれればわかりましたということで終わるわけやけどね。課長は文書で何とか、あなたは事細かに園長を通じてやったとかいう話になってくるとね。だからそういうことのないように、何も無いということは私も聞いてますから、何も無いということは知ってるからね。だからどうやったのかということをおね、念を押してやったわけ。だからそういうところで、地域の住民とか自治会よりも保護者の皆さんが一番大事なことから、だからその人たちに事細かく説明をしていただきたいと思えます。

それから決算委員会のときちょっと質問しておりましたけど、有害鳥獣の駆除対策事業費が138万7千円ほど上がっておりますけど、これは国の補助金が1頭につき7千円やったかな、8千円か、増えたということのものかな、これは。

農林振興課長

今回補正しておりますのは、国の助成制度とはまた別のもので、従来から市のほうで報奨金として支出しております1頭につき7千円の分の補正でございます。

兼本委員

頭数が多くなったから、頭数を増やす分を上げたわけ。国の分と市の分とで、国の分のときには殺したやつを横に置いて写真撮らないかんらしいってね。飯塚市の分は尻尾でいいわけや。だから、カメラやら持ってないきね、わざわざ横にイノシシと採った人とが横に並んでツーショットで写真を撮るのが大変というような話が出るんやけど、そこんところは何かそういうふうなことで、そこまでしなきゃならないのかという苦情は出てないですか。

農林振興課長

今の件につきましては、確かに本年度からこの国の制度が始まりましたことから、猟師の皆様方にはまだ若干やっぱり面倒くさいというふうな状況があるようでございまして、本市の場合で見ますと、まだ2割弱の方しか国のこの制度をですね、活用した届け出があつてございせん。実際1頭当たり8千円が上限ということで国のほうの補助制度が設けられておりますの

で、今後はですね、このことが少しずつ普及していくのではないのかなと。ただし、今のところこの国の制度が3年間ということと言われておりまして、どれくらいですね、このことが普及していくかというのは今後の動向を見ないことには、ちょっと何とも言いようがないということでございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

小幡委員

おはようございます。11ページの繰越明許費、この中にですね、ダイマル跡地のコミュニティビルの床の購入費が入っていますよね。この1億9524万9千円、これは工事が遅れているということでしょうけども、それとその下のダイマル跡地コミュニティビル整備事業補助金の4548万8千円、これは繰り越しでしょうから、次年度の大体どの時点でこの整備補助金を出すのでしょうか。なおかつ、どの段階で床を購入する予定になっておりますでしょうか。わかりますか。

中心市街地活性化推進課長

まず、ダイマル跡地のコミュニティビルの床購入費につきましては、建設が進みまして建ち上がった段階で購入するという形になってまいります。それから整備事業費の補助金につきましては、繰り越しておりますので、来年度という形の中でですね、事業の進捗を審査しながら、その対応する分について支出していくということでございます。

小幡委員

一般質問、委員会等でね、行程的なものを聞いていましたよね。ダイマルの整備事業がちょっと遅れてますね、工事自体は。現在のスケジュールでいきますと、平成26年度中完成予定というアバウトな話を聞いています。26年度中ということは、27年の3月いっぱいを指しますよね。仮にいま補助金、もしくは床を購入ということは、完成してそれから買うんでしょうけども、完成の手前で金額は決定していくんでしょうけども、27年の3月を仮に過ぎるとなった場合は、また繰り越しということになるんでしょうか。それとも、もう繰り越せないんで、それ以内に購入、もしくは補助金を出すと。補助金の繰り越しは流れないということでしょうかね。年度、年度、遅れていっても可能なんですか。その点はどのようになってますでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

その辺につきましては補助金との関係もございまして、国、県との打ち合わせをしながらちょっと考えていく必要があると思っております。

小幡委員

端的に、年度を越したらまた繰り越すのか、繰り越せないのか、その点を教えてください。

中心市街地活性化推進課長

制度上では、その辺は繰り越しは難しいということでございますけども、その辺はきちっとまた、そういうことにもしなれば、先ほども申しましたけども、国、県のほうとも打ち合わせていかなければならないというふうに思っております。

小幡委員

ズルズルズルズルずれていくと困りますよね。ですから、補助金を出す期日というのを、いま国、県のほうと打ち合わせるとのことですけども、それはいつごろまでに打ち合わせて、いつごろまでにご返事いただけるんですかね。

中心市街地活性化推進課長

現実的に事業は進んでおりますので、事業の進捗を見ながら対応していきたいと思っております。

小幡委員

現段階では、はっきりした日程がわからないということでもいいんですかね。じゃあ、わかり次第教えていただきたいということを要望しておきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

小幡委員

7ページに、衛生費の中に予防費がありますね。これは減額になっておりますけど、子宮頸がんワクチンが表わされておりますけど、いま飯塚市は問題があつてるんで、この予防接種はやってないんですかね。その分の減額は含まれているのか。現在もやっているのか、教えてください。

健康・スポーツ課長

いま質問者が言われましたとおり、子宮頸がんワクチンにつきましてはことしの6月14日から積極的勧奨を取りやめるということになっておりまして、現在、飯塚市も勧奨を行っておりません。その分が減額の大きな理由となっております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第85号 平成25年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 10:38

再開 10:45

委員会を再開いたします。

「議案第100号 飯塚市職員の自己啓発等休業に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

人事課長

議案第100号につきまして、補足説明をいたします。

議案書の3ページをお願いいたします。3ページから5ページにかけて、条例(案)を掲載しておりますので、ご参照方よろしくお願い致します。本案は、地方公務員法の一部改正に伴い導入されることとなりました自己啓発等休業制度の実施に当たりまして、地方公務員法の規定に従い、必要な事項を定めるものでございます。

自己啓発及び国際協力の機会を提供することを目的といたしましては、職員が自発的に大学等における修学および国際貢献活動のために、その身分を保有させたまま休業を認めるもので、この休業期間中の給与は支給しないと、無給の制度でございまして、

それでは制度の概要につきまして、条文の規定によりご説明いたします。3ページでございます。第1条は、趣旨としまして、地方公務員法の根拠規定を示しております。

次に、第2条では、休業の承認要件を定めておりまして、任命権者は、2年以上在職する職員から申請があつた場合、公務の運営に支障がなく、当該職員の公務能力の向上に資すると認められる場合には、休業を承認することができる旨を規定しております。

次に、休業期間及び申請につきましては、3ページの第3条および次ページの第6条並びに

第7条に規定をしております、休業期間を大学等での修学につきましては、原則2年以内、ただし修業年限が2年を超え3年を超えない大学院の課程に修学する場合は3年以内、また、国際貢献活動につきましては3年を超えない範囲内の期間で、ともにその範囲内において1回のみ延長を認めることといたしております。

第4条でございますが、第4条では、休業の対象となる大学等の教育施設を定めております。規定のとおり短期大学および専修学校並びに各種学校や研究所、あるいはシンクタンク等については対象となりません。

第5条につきましては、休業の対象となる外国における奉仕活動を独立行政法人国際協力機構、いわゆるJICAが法に基づいて行う開発途上地域での奉仕活動でございます、例といたしましては青年海外協力隊、シニア海外ボランティアなど、その他国連ボランティアなどと定めております。

次に、第8条でございますが、自己啓発等休業の承認の取消事由、並びに第9条で休業職員から任命権者への報告義務等について規定しております。

第10条でございます。こちらにつきましては職務復帰後における給料の調整方法について定めております。

先ほど申し上げました休業期間については、無休ということになっておる制度でございます。

最後に、附則におきまして、条例の施行期日を公布の日とする旨定めております。

なお、本制度の県内自治体の導入状況につきましては、両政令市、直方市、宗像市、春日市、糸島市、筑後市、以上7市が導入しているところでございまして、国家公務員および県職についても導入が終わっているところでございます。

以上で、簡単ではございますが、議案第100号につきまして、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

兼本委員

大学並びにその国際交流で行くということですけど、もちろん2条で「公務の運営に支障がなく」という歯止めはかかっておりますけどね。例えば、人数とか何とかは全然制限も何もないわけですけど、こういうので人数などが例えばどのくらいまではとかいうふうな形のものとは何か、附則とか何かそんなもので定めるわけですかね。

人事課長

ただいま委員御質問の人数の制限については、基本的にございませぬ。他市の状況、国の状況等の確認をいたしておりますが、あくまで本件につきましては自己啓発ということが1つの目的でございます。職員の資質の向上というのもございます。また、あわせまして先ほど委員のほうからも御説明がございました、「公務に支障がない」ということがまず大前提になっておるところでございます。

兼本委員

先ほど予算の中でも説明があったように、退職とかそんなものがふえて、それと行財政改革の効果で職員の数が相当数減ってきたという当市の現状なのよね。その中で自己啓発で自分も頑張る、それで飯塚市の発展のために頑張りますよという形の中で、出てもらうことは止めるんじゃないけどね、だけどこういうものが例えば出た場合に、もちろんいま言うように、公務の運営に支障がなくという前提はあったとしても、全体の人数の中で職員限られた人数でいま一所懸命働いてもらってる、そしてそれにまた出ていくということになってくると、残った職員の過剰労務とか何とか出てくるわけよね。そういうものについては人事としては、例えば出たときには臨職で対応するとかね、もちろんそういう考え方があるかもわからんけどね。しかし、これに出ると人間はある程度やっぱ、相当の人材やろうと思うわけなんよね。だから出た人材を補うというのはやっぱり臨職ではいかなものかなと思うわけやけどね。全国、

その今やっているような自治体の例があるかもわからんけどね。しかし、そのところが片一方では飯塚市を世界に知ってもらおうとかね、それから職員の能率向上で頑張ってもらわないかんという形で、非常にいい条例ではあるけれども、しかし残された職員からするとね、非常に職務が過重になるとか何とかの問題が、そのところのバランスがなかなか非常に厳しいのではなからうかと思うわけですけど、その辺はどのように考えておりますか。もしもこういうことが、今つくったわけですからね、今後そういう形のもので手を挙げる人が、JICAに行つてよそに行つてやろうという方が出てくるかもわからんよね。そういう人たちがどんどん出てきたときに、その課ではないにしても、例えば最高3年ということですから異動の対象にもなってくるわけなんよね。そういうものにも非常にその全体の職員の中を考えると、非常に言葉で言っているけど、現実にはそれがこういうことが起きた場合にはね、非常に残された職員には大変な比重がかかると思うわけですけど、その点いかがお考えですか。

人事課長

御指摘のとおり、ただいま行財政改革を推進している中で職員数を削減しております。この休業制度につきましては、基本的には職員配置としては部付けということで、職員の組織数としては、定数としては除外する形になるかと思えます。ただ御指摘のとおり、定数条例等ございますので、職員の配置数というのは限りがございますので、ただいま申されましたように、何らかの全体の、市組織全体として人的支援を行うような措置はやっていくべきだというふうに考えております。

兼本委員

そうなるよね、ある程度、例えば人数を制限するとかね。例えば3名以内なら3名以内とか、そしてそれをオーバーしたときは次年度に、そういう人たちが終わったときに繰り越すとかね。やっぱり何かやっとかんとね、無制限でということになってきた場合に、正当な理由があつて出て行くと、例えば今いろんなところで、海外でいろんな発展途上国いろいろありますから、そういうところに行つてやりたいと、ぜひやりたいというような例えば技術屋さんなんかね、あそこに行つて技術を教えたいとか、そういうふうな形で出てきたときにね、その人が1人抜けたら、その後の補充要員とか何とか非常に困ると思うし、現実問題としては非常にいい条例ではあるけれども、実際にこれを適用して稼働させるということになってくるとね、かなりのやっぱり問題が生じるのではなからうかと思つておりますので、やっぱりそのところはね、やっぱりその無制限とかいうことではなくして、ある程度やっつかんとね、公務に支障がないという歯止めはかかっておりますからいいけど、例えばこれをだめですよと言ったときに、いや私は行きたいのに止められましたよという形で何とか委員会とか何とかでやられてね、どうなるかというようなことも出てくると思うんですよね。だからやっぱり、その運用するときにはやっぱりある程度人間の上限枠とか何とかいうのはね、私は決めとくべきではなからうかと思う。実際にこれは飯塚市の人から先、行くかどうかは別問題ですけどね。だけど、そこそこひとつ適用に当たってはそういうことも検討していただきたいということを要望しておきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

小幡委員

関連してお尋ねします。この制度、別に問題ないと思うんですけども、ちょっと条例的にですね、3年以内で国際活動をしたいと、仮にJICAに行きたいということで誰か申請しますよね。どの部署で申請して、支障を来さないということで、OK出すのは任命権者でしょうからおそらく市長がいいぞという形になると思うんですけども、そういう流れでまずはOKが出るんでしょうかね。

人事課長

ただいま、条例のほうの審議をしていただいております。この条例の議決をいただきましたら、今度は規則のほうを定めてまいるという形になってまいります。その中で1つは申請をいつまでにするのかということで、現在考えておりますのは1カ月前までに基本的に申請をなさいということの規定を他市の例等から考えているところでございます。また、派遣の時期につきましても、基本的には年度当初ということを考えたいと思っております。従いまして、次年度の組織運営につきましても、年度の業務遂行に、行政運営に支障のないよう対応していきたいというふうに考えております。

小幡委員

そういうことですね。意欲を持って出ますよね。3年間海外から働いて戻ってきたと。民間と違って席はちゃんと設けてあるんでしょうけども、この10条の中で復帰しましたと、復帰後にですね、一般的に定年が60歳とすれば、3年間は海外でしょう。その3年間、63歳に延びるわけじゃないんでしょう。定年は定年ということで、休業補償的なものを書いてありますけども、成果をちゃんと市長に報告してですよ、有用であると認められた場合と有用でなかったという判断は、その有用であったと、活動がね、有用とはどういった内容で有用だったとか、簡単に言えば無駄だったとか、どこの機関でどういう項目で判断するように考えておられるか、教えてください。

人事課長

先ほど条文の中にも、この休業制度を活用できる、こういった教育機関であるとか、こういった活動であるとかということで規定をさせていただいております。したがって、基本的には国際貢献活動、これについては国の審査等がJICAのほうで十分になされます。そういった活動の部門、それからその他の承認するというところで第2項のほうにも規定をしておりますが、これはいま想定されるのは語学研修とか、そういったものについて考えられると思います。そういったものについて実際公務に直接的な自己の能力の向上というのは当然でございますけれども、行政にとってそのことが、この成果が十分に活用できるということが認められる場合について派遣するというものでございますので、基本的にこのような場合について派遣しておるといふふうに考えておるところでございます。その辺の無償については第10条で規定いたしますとおり、復職時の調整を行って本人にも不利益のないように対応したいというふうに考えております。

小幡委員

最後に不利益がないということで、とりあえず安心して行けると。3年間は海外でしたから、この退職金には影響してくるんでしょうか、しないんでしょうか。

人事課長

退職金の期間の算定につきましては、私ども飯塚市の場合、福岡県の市町村職員退職手当組合のほうに加入しております。したがって、この退手組合の規約、条例に基づいて算定なされます。この規定によりますと、例えば2年間休業していた場合は、1年間、2分の1については仕事をしていたということで算入されるという規定になっております。これにつきましては国家公務員のほうにつきましても同様の取り扱いとなっているところでございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

田中裕二委員

第8条のところにありますが、法第26条の5第5項の条例で定めるといふふうにあります。これは地方公務員法のことであろうと思うんですが、この26条の5第5項の条例はどのような定めがあるのか、これをちょっと教えてください。

人事課長

こちらは地方公務員法の中に規定がございまして、この自己啓発等休業制度についての規定

でございます。条例によって地方公務員においてもこの制度を設けることができるということが規定されておりまして、その中に条例で定めるべき事項といたしまして規定がされておりますのが、期間についての定め、それから対象に関する定め、活動の内容ですね、についての定めをすることが、あげる事由ということで規定がされております。

田中裕二委員

よくわかんないけど、おそらくその8条の1に「自己啓発等休業している職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参会している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。」そして2もありますけれども、こういうことをしては駄目ですよということが規定されている条文ではないかと思うんですが、その理解でいいですか。

人事課長

失礼いたしました。地方公務員法の条文を読み上げさせていただきたいと思います。第26条の5第5項でございますが、「任命権者は、自己啓発等休業をしている職員が当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめたことその他条例で定める事由に該当すると認めるときは、当該自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。」ということでございますので、委員御指摘のとおりでございます。

田中裕二委員

取り消すことができるということですね。じゃあその次の9条には、まずそういったふうな休んだりされている、休学している、停学された、そういった人たちに対して報告を求めることができるということですね。9条の2では、任命権者は、当該職員と定期的に連絡を取ることにより、十分な意思疎通を図るものとする規定がされてます。それでもこれはもう必要ないと言うか、それでも認められない場合には取り消すことができるという、そういうふうな認識になるんでしょうか。

人事課長

ただいま御指摘の条例の第9条、報告等についてでございますけれども、御指摘の第2項については常日ごろの状況を把握しなさいという、ある意味、任命権者にも義務を課しているところでございます。第9条第1項の冒頭に、逆に自己啓発休業している職員については、任命権者が要求すれば適宜報告をしなさいという義務規定の条文として規定をしているところであります。したがって、いま御指摘のこの目的である自己研さん、本人の自己啓発に資する内容であるということを確認しなさいということで認識しておるところでございます。

田中裕二委員

1つ確認です。確認をして、これはもう意味がないと判断されたときには取り消しをすることができると、そのようなことでいいんですね。

人事課長

そのとおりでございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第100号 飯塚市職員の自己啓発等休業に関する条例」については原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第101号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の説明補足説明を求めます。

人事課長

議案第101号につきまして、補足説明をいたします。

議案書6ページをお願いいたします。7ページに新旧対照表を記載しております。また、御審議の参照としていただくため、A4縦の用紙を1枚、表題を「管理職手当定額制状況調査」と題しましたものをお配りしておりますので、後ほど御説明させていただきます。よろしく御参照願います。

本案につきましては、飯塚市職員の給与に関する条例のうち、第11条、管理職手当に関し、国家公務員、県および他の地方公共団体の動向を踏まえまして、各職務の給与を月額に一定の支給率を乗じて算定しております定率制、これからそれぞれの職務、職責に応じた役職ごとに一定の額とする定額制への移行するにあたりまして、現行の支給限度割合、100分の15から100分の17へ改めようとするものでございます。それではお手元に配付させていただいておりますA4の資料によりまして御説明をさせていただきます。資料は表題に記載のとおり管理職手当の定額制への移行状況につきまして、上段より国、県、中段以下より県内28市のうち定額制へ移行しております政令市を含む12市の状況について記載をさせていただいております。表の左のほうから団体名、人口、一般行政職の職員数、それから定額制への移行の時期、各職におけます管理職手当の月額を記載いたしております。

上から3段目、の飯塚市の欄におきましては、現行定率制で実施しておりますので、定率制によります率を記載させていただいております。左のほうから部長級で、課長補佐まで記載をしておりますが、これを率では13%、12%、11%、10%と、部長より課長補佐級まで定めておるところでございます。次の欄に平均額ということで記載をさせていただいておりますが、これにつきましては本年の4月1日現在での平均的な手当額を記載させていただいております。中央の部長級でございますと57,571円、月額でございますが、となっております。なお、下段、飯塚市のその下の欄でございますけれども、この欄につきましては現在対象者というのはございませんけれども、先ほどの条例上の15%の率で最高額を記載したものでございます。その場合に部長級で見いただきますと、57,850円という試算になっております。本年度7月からの給与減額支給制度、10%管理職手当は削減しておりますが、この分については差し引きをしていない数字を記載しております。なお、中段以下の他市の状況についても同じように減額措置、本年度7月よりされておりますけれども、その分は加味しておりません。

次に、表の一番下のほうでございますけれども、今回の改正する給与条例の第11条を記載しております。なお、この第11条の第1項に記載のとおり管理職手当の額そのものについては、規則の定めるところにより管理職手当を支給することができる」と規定しております。現在率は率で定めているということでございます。したがって、職ごとの管理職手当の額そのものにつきましては、本議案を御審議、御議決いただきましたら、実施予定としております平成26年4月1日までに、他市の状況等を踏まえ、さらに検討を加え定めてまいるといたしております。

管理職手当のこの定額制への移行につきましては、資料にも記載のとおり、一番上、国家公務員のところでご覧いただきますと、中央に定額制の実施時期ということで記載をしております。本件につきましては、平成18年8月の人事院勧告を受けまして平成19年4月1日から国家公務員においてはその額について地方機関の職種ごとの管理職手当を人事院規則に規定し、定めておる額を記載をさせていただいております。国家公務員の地方機関の部

長級で申し上げますと、現在定額で月額77,400円と規定されているところでございます。これらを地方公務員の相当職に該当させた場合の管理職手当額を記載をさせていただいておるところでございます。県内各市においても国のこの定額をベースといたしまして適宜移行しているという状況でございます。

各自治体での月額の設定につきましても、ただいま申し上げました国家公務員の部分を参考としながら各市の人口規模、あるいは職の設置状況等によって定められておりました、お手元の資料の記載にございますとおり、政令市、中核市を除く9市では、一例といたしまして部長級ご覧いただきますと、福津市の65,000円から宗像市の77,900円までとなっております、本市と類似団体としての人口、産業構造の要素を基準といたしました県内の類似団体でございます春日市、5番目でございますが、部長級が77,400円となっておりますところでございまして、平成23年度まで類似団体でございました大牟田市、4番目でございますが、こちらにつきましても部長級では75,200円と規定をしているところでございます。

このような状況の中で、他市の管理職手当の定額制への移行、あるいは月額の設定を踏まえつつ、国、県からも定額制の移行について指導がなされておるところでございますので、本市におきましても、来年、26年4月1日から定額制への移行を実施することとし、これに伴いまして管理職手当の限度額でございます限度率を15%から17%へ改める必要がありますことから、本条例案を提出させていただいております。

以上、簡単ではございますが、議案101号につきまして補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

兼本委員

定額制、定率制という説明の中で、17%と定率制を出しようけどね。定額制やったら金額で行くんじゃないの。定額制を決めれ、定率制を決めれという説明の中で、15%から17%ということで、定率制の話をいま、説明とはちょっと違う定率制になってきよる。そこのところはどういう意味ですか。

人事課長

先ほど若干ご説明申し上げました、条例の第1条第1項のほうに管理職手当額の設定については規則で定めるということがございます。あわせまして、その上限額を設定するのが条例でございまして、この条例の制定といたしましては第2項、今回改正をお願いしているところで、職務の級における最高の号級の給料月額100分の15が現行でございます。すなわち、現在の部長級で申し上げますと、最高の号級給料額というのが、私どもで規定しておりますので、その算定をした中で上限額は率で決めると。規則の中で定額を職ごとに規定していくという制度でございまして、これにつきましては国家公務員、他の自治体等々も同様の形で整理をしているところでございます。

兼本委員

ということは、17%を超えてはならないということですから、17%以下で、額を規則で決めると。だからいま出したのは、15から17に上げることについて承認してくれと、額は規則で定めるからということよね、端的に言うと。定めることはいいんですけどね。ずっと見ていると、飯塚市の場合、57,000円から以下がですね、いつからこういうふうになったのか知りませんが、他市の状況と比べるとかなりやっぱり低いんですよ。大牟田市と比べても相当低いし、人口規模でいけば、いろんなところ、人口の少ないところもあるんですけど、で職員数も少ないということもあるんですけど、ある程度、責任を持った、職責に立った人にはそれ相応のやっぱりね、手当を私は出すべきやろうと思うんですよ。特に、この人たちは残業したとしても残業手当がつかないわけですからね。だから、逆にその残業手当のつく職員さんのほうが残業ずっと長かったら給料が高いというような、逆転のような状況も出

てくる可能性もあると聞いてますけどね。これが今回通れば、規則で定めるやつというのは、それはまた委員会で報告か何かあるわけですか。規則で定めたときにはこれだけで決めましたよというような報告をするわけですか。それとも15から17に替えるから、あとはもう任せてくださいということですか。どちらですか。

人事課長

規則の額そのものについては、通常ご報告という形はとっておりません。任命権者の中でしております。ただ、ご必要ということであれば、当然3月までの段階でご報告をさせていただきたいと思います。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

小幡委員

参考までに1点だけ。この調査表、この見方の3番で部長級が57,571円、上が13%でなっていますよね。これがいま条例改定しようとする17%になったときのマックス、額に直すといくらになります。

人事課長

ただいま17%で、マックスで計算いたしますと、77,554円になります。

小幡委員

ということは、マックスで春日市あたりに近づくということですね。わかりました。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第101号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第103号 飯塚市ふれあい交流センター条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

総合政策課長

「議案第103号 飯塚市ふれあい交流センター条例」につきまして御説明申し上げます。

議案書の10ページから12ページをお願いいたします。このたびは筑穂地区のまちづくりを進めていく中で、筑穂庁舎の有効利活用の一環として、合併後、利活用が減少し余裕のある庁舎空間を市民交流の地域拠点として、また地域の活性化の拠点施設としてその一部をふれあい交流センターとして設置するものでございます。ふれあい交流センターにつきましては、今回筑穂庁舎の1階のロビー部分を対象といたしております。

次に、条例について簡単に御説明いたします。第1条でございしますが、市民の交流及び地域の活性化の拠点施設として規定しております。ここでの市民の交流とは、地域の住民が集いふれあうことで、この場所を地域の交流の場として利活用していただくということを定義しておるところでございます。また、第2条でそのセンターの名称を飯塚市筑穂ふれあい交流センターといたしまして、筑穂庁舎の代表地番を持って位置といたしておるところでございます。第3条におきまして1号から4号まで各事業を定義しておりますが、現時点ではその1つの事業として、筑穂地区まちづくり協議会が取り組んでおられます事業がございします。そういった事業の

関係する運営が行われるということで、今後はさらに公益に供するための事業を想定いたしまして、地域交流ふれあいを目的とした活動や行事などを関係各課と連携しながらですね、地域の皆さんのお声をいただく中で設定して利活用を図っていききたいというように考えておるところでございます。開館日につきましては、月曜日から土曜日でございます。第4条で休館する日を日曜日、祝日、年末年始と定めております。土曜日開館は平日に御利用ができない市民の皆さんなどに御活用いただきたいというようなことで考えて開館するものでございます。開館の時間につきましては、支所機能にあわせて午前8時半から午後5時と規定をさせていただいております。土曜日につきましても、それにならった時間として設定をいたしております。以上、条例の趣旨の部分になりますが、非常に簡単でございますが、御説明を終わらせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第103号 飯塚市ふれあい交流センター条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第106号 飯塚市同和対策施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

人権同和政策課長

「議案第106号 飯塚市同和対策施設条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明をいたします。

議案書の17ページをお願いいたします。飯塚市同和対策施設条例中の川島納骨堂につきましては、都市計画道路鯉田中線道路改良工事に伴う移転新築のため、現在建替工事を進めているところですが、平成26年1月末までに工事が完了予定であります。それに伴いまして、別表の施設の位置を「飯塚市川島418番地」から「飯塚市川島414番地1」に改正するものでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第106号 飯塚市同和対策施設条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第107号 飯塚市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

防災安全課長

「議案第107号 飯塚市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例」について」補足説明をさせていただきます。

議案書の19ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、老朽危険家屋で必要な措置を命令したにもかかわらず、所有者等が措置を行わない場合に、市が所有者等に代わり措置を行うための代執行の規定を整備するため、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、議案書20ページの新旧対照表でご説明させていただきます。右側が現行で左側が改正案でございます。代執行にかかる条文を、左側改正案において第10条の次に1条を加え、以下、現第11条から第15条を、第12条から第16条とし、改正したことにより生じる関係条文についても改めるものでございます。

まず、現行第12条第2項内における第14条の文言を、左側改正案の第13条第2項内におきまして第15条とするものでございます。

次に、現行第14条第2項の審議会において審議を行うものについて、左側改正案の第15条第2項において、第1号として代執行に関することを挿入し、以下現行における第1号から第3号を第2号から第4号とするものでございます。

また、現行第14条第2項第1号内における第12条の文言を、改正案の第15条第2項第2号内において第13条にあらためるものでございます。

なお、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

田中裕二委員

今回、老朽危険家屋で必要な措置を命令したにもかかわらず、所有者等が措置を行わない場合に、市が所有者等に代わり措置を行うための代執行の規定を整備するという内容でございますが、条文にこれを加えたからといって、なかなか代執行するのは難しいものがあると思います。他の自治体にもこの代執行を条文の中に入れていた自治体もあると思いますけれども、では実際に代執行を行った事例はあるのかどうか。また、行ったときにここに規定をされております、その費用を所有者等から徴収することができるかと規定をされてますが、それが実際行われたのかどうか、この点をお尋ねしたいと思います。

防災安全課長

代執行の実施状況でございますが、秋田県大仙市が空き家条例に基づき、平成24年3月に小学校に隣接しております5棟の代執行により解体撤去を行っております。また新潟県長岡市が旅館だった建物を12月議会で補正予算を計上し、代執行を実施するとの報道がなされております。また建築基準法での空き家の代執行は、直近では大阪市が11月25日に実施しているようでございます。しかし、なかなか代執行したあとの費用といった分については、回収ができていないという状況でございます。

委員長

ほかに質疑はありますか。

小幡委員

いま代執行の話がありましたけど、代執行して本市が予算計上して解体をしますよね。その費用を弁済させるために、土地に抵当権の有無がありましようけども、その土地を押さえるというようなことをするということは考えていますか。

防災安全課長

代執行をした場合、その費用の回収といった分が出てまいります。いま質問委員言われます部分がどうかといった部分、まだ検討を完全に終わらせておりません。そういった部分も含め

て、いろいろと回収に向けて検討していきたいというふうに思います。

小幡委員

条例が加算されるのは構いませんけど、その点はっきりしたら、また教えてください。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第107号 飯塚市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第109号 財産の譲渡(弁分自治公民館敷地)」から「議案第111号 財産の譲渡(忠隈二区自治公民館敷地)」まで3件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

管財課長

議案第109号から第111号の財産の譲渡の3件につきまして、一括して補足説明いたします。

議案書の23ページから28ページをお願いいたします。これらの財産の譲渡につきましては、いずれも穂波地域の自治公民館の公民館用地を無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものです。

これは、昭和52年10月制定の旧穂波町の「地域公民館用地の譲受け等に関する規則」に基づき、町へ寄附された地域住民所有の公民館用地について、申し出により、地域の認可地縁団体として法人化されたそれぞれの自治公民館等に無償譲渡を行うもので、3つの自治公民館用地は、弁分自治公民館、小正浦の原自治公民館、忠隈二区公民館の公民館の用地になります。

現在まで、すでに8つの自治公民館用地の無償譲渡の議案を上程し、議決後、譲渡を行ってきております。また、残りの5公民館につきましても、今後、認可地縁団体の法人化をすすめ、移譲を進めていくこととなります。なお、それぞれの自治公民館の位置図の説明については、省略とさせていただきます。

以上、簡単ですが、補足説明といたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

小幡委員

これは自治会に、1個人ではなく自治会に譲渡するんですので、議案的には反対ではありませんが、無償譲渡するのは構いませんが、各地区の財産価値、宅地であれば市の評価額でもいいですよ、いくらぐらいの財産を無償で自治会に譲渡すると、3カ所それぞれわかれば教えてください。

管財課長

申し訳ございません。評価の分は現在わかりません。

小幡委員

仮に価値が1千万あると、この1千万を自治会に譲渡してるんだよというのを認識させるんですよ。大事に使ってもらうため。ただで貰ったのと、これだけの価値のあるものを譲り受けたのと感覚が変わりますので、そのところきっちりと、いまは数字わからなくてもいいです

よ。しっかりとこれだけの額を譲渡するというを各自治会のほうには知らせてください。

管財課長

委員御指摘の点はよくわかりますが、この土地自体は、もともと地域住民の方の土地を町のほうに寄附を受けたという土地でございまして、その土地を地域住民に、以前は登記の関係が平成3年に地方自治法の改正がございまして、地縁団体という法人化すれば登記ができるという改正がございましたので、その分を地域のほうに逆にお返しするといった形になるうかと思えますので、その点は御理解お願いいたします。

小幡委員

この3件に限らず、過去に譲渡してきてるでしょう。そういう意味から、今回はわかるんですよ。そここのところをちゃんと自治会のほうにも知らせながら譲渡してくださいという要望を言ってるだけです。もともと貰っていたから関係ないじゃなくて、一旦は本市の財産ですから、市民の財産ですから、きっちりと評価をして、事情を説明して施行してくださいということです。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第109号 財産の譲渡(弁分自治公民館敷地)」から「議案第111号 財産の譲渡(忠隈二区自治公民館敷地)」までの3件については、いずれも原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案3件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第114号 土地の処分(市営平恒北明住宅跡地)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

管財課長

「議案第114号 土地の処分」について補足説明をいたします。

提案理由については、普通財産を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得及び処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。売却予定価格2千万円以上でかつその面積が5千平方メートル以上に該当するものでございます。

内容については、所在地、飯塚市平恒字北明342番2ほか1筆、地目、宅地、処分面積、5895.69平方メートル、処分価格7300万円、契約の相手方の住所は、飯塚市上三緒367番地7、WILLハウジング株式会社、代表取締役、松岡美和子になります。

公募とその結果についてご説明いたします。平成25年9月9日から9月30日まで市有地売却の一般競争入札の公募を行い、10月15日の入札において、売却予定価格3060万円において、6者にて入札を行っております。なお、それぞれの位置図の説明については、省略とさせていただきます。

以上、簡単ですが、補足説明といたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第114号 土地の処分(市営平恒北明住宅跡地)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第118号 飯塚地区消防組規約の変更」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

防災安全課長

「議案第118号 飯塚地区消防組規約の変更」について補足説明をいたします。

議案書の47ページをお願いいたします。本件は、飯塚地区消防組合の議員の選出方法を変更することに伴い、飯塚地区消防組規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

48ページをお願いいたします。右側が現行で左側が改正案でございます。飯塚地区消防組規約第6条について、現在、構成団体であります飯塚市等の各団体から、組合議員のうち1名は、副市長または副町長をもって充てるとしていたものを、充てることができると変更するものでございまして、このことに伴いまして、2項の条文も整備したものでございます。なお、この規約は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第118号 飯塚地区消防組規約の変更」については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:45

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。小幡委員より「飯塚市LED防犯灯導入事業について」所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。小幡委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。小幡委員に発言を許します。

小幡委員

所管事務調査ということで、趣旨を述べさせていただきます。本市、1市4町合併いたしまして、防犯灯並びに街灯が各地に約1万4千灯あるそうです。これを消費電力の削減等をにらみまして、すべてLEDの機種に交換していこうという事業が、本市のほうで進められております。その中で、もちろん交換していくんですから、業者が落札されて、いま工事にかかれておりますが、その中におきまして、これはプロポーザルで業者が選定されておりますが、そ

のプロポーザルのときのLED防犯灯の導入業務の仕様書というのがありまして、その仕様書に準じて、記憶によりますと4者の中から1者が選定されております。今回その導入業務の仕様書に準じてその施工業者が仕様書どおりに工事をなさっているかどうかの調査をしたいということで、委員長に諮っていただいております。その点、質問等がありますので、よろしく進めさせていただきたいと思っております。

委員長

お諮りいたします。本委員会として「飯塚市LED防犯灯導入事業について」所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「飯塚市LED防犯灯導入事業について」所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「飯塚市LED防犯灯導入事業について」を議題といたします。小幡委員に質疑を許します。

小幡委員

まず冒頭に、このLED防犯灯の業務、本市の監督下にあります所管はどちらのほうになりますか。

防災安全課長

所管としては防災安全課になります。

小幡委員

防災安全課のほうが所管ということで、何点かお聞きいたします。先ほども述べましたとおり、これプロポーザルでやりましたよね。このプロポーザルのときの業務仕様書の中におきまして、手元に審査結果をいただいております。審査結果の中にですね、4者提案がありまして、いま現在このLED防犯灯導入業務を請け負った業者の名前と

(発言する者あり)

委員の方から審査結果表がないということで、審査結果表を資料として要求したいんですが。

委員長

執行部にお尋ねします。ただいま小幡委員から要求のっております資料は提出できますか。

防災安全課長

以前、プロポーザルの結果を踏まえて総合点数、4者の分を報告させていただきましたが、いま質問委員言われてあるものにつきましては、評価項目別ということでよろしいでしょうか。

小幡委員

結構です。

防災安全課長

提出させていただきます。

委員長

お諮りいたします。ただいま小幡委員から要求のありました資料について、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:05

再 開 13:08

委員会を再開いたします。

要求されました資料についてはお手元に配付しておりますので、よろしくお願いいたします。

小幡委員

ありがとうございます。資料が配付されましたので、続けて質問させていただきます。先ほ

ど申しました、プロポーザルで4者参加されております。決定した落札業者はどちらですか。

防災安全課長

株式会社フリーザーシステムでございます。

小幡委員

株式会社フリーザーシステムさんですね。ここは他者3者に比べると地元業者さんですね。飯塚市としても地元業者を選定されました。このフリーザーシステムさんがプロポーザルに参加されたときに、本市としまして導入業務仕様書を業者のほうに提示してますよね。その仕様書の中に、目的等の中で、市内経済活性化と雇用の創出を図るものとし、なおかつ業務対象及び実施条件の中にですね、切り替え作業に入る前に各自治会等との事前調査を行うということになってました。請負額、ちゅうで申しわけないけど2億5千万円代ぐらいの工事金額だったと思いますが、その中の調査業務が800万台ぐらいありました。前回、質問でこの800万の調査とは何をするのかということで、1万4千個の防犯灯の数が正しいか、正しくないか、増減ありましようし、そのときに各自治会で、そもそも街灯、防犯灯は地域の電気屋さん等に依頼されて交換してたんですね。ですから、その防犯灯関係、街灯関係を交換するにあたっては、地元の自治会長さんもしくは隣組さんと十分協議をして作業にあたるようにということも明記されております。この事前調査、いま現状どのようになっておりますでしょうか。

防災安全課長

いま調査の分の報告が上がってきております。この調査報告の分を精査しているところでございます。

小幡委員

きょうの段階では調査は終わってるけど、まだ委員会のほうに、議会のほうに知らせていただけてませんよね。次回で結構ですので、調査結果を教えてください。

その中で、実施条件の中に、切り替え作業、維持補修管理については、飯塚市内の電気工事事業者を活用することと、これ条件に入ってるんですね。市内業者の電気屋さんを使ってくださいと。配置については地域性に十分配慮して工事を行ってくださいということを条件に、株式会社フリーザーシステムさんはこの工事を2億5千万円強で受注された。調査が終わっているということで、我々としては灯数がはっきりし、どういう手順で、どこから交換していくのかと、なおかつその自治会とはうまく調整が図れたのかというのを確認してですね、その後、交換業務に入っていくものと思っておりましたが、一部交換作業がされているらしいんです。それはあとで確認しますが、いま配付していただいた資料の中に、プレゼンテーションをしたときの審査結果表の一覧表があります。評価項目の中の7番に、工事について市内業者の活用方法という項目があります。この項目においても、このフリーザーシステムさんが70点満点中、59点と最高点をとられております。これはあくまでも市内業者を使うということで、落札されたフリーザーシステムさんが高評価を受けているということなんですが、現実には交換なされた地域から飯塚市内業者の電気屋さんではない市外業者さんが取り替え工事をしたというクレームがきております。その事実関係、そのとおりでしょうか。

防災安全課長

事実確認をいたしました。まず1万数千灯でございます。ひとつあの街灯は今回入っておりません。防犯灯ということでお願いします。この1万数千灯あるという部分の中で一部、優先的に市内業者を活用するということは当然のことですので、私ども仕様書にもそういったことを織り込ませていただいております。プレゼンテーションの中でも、フリーザーシステム、まず自治会から要望する業者さんを第一義に、次に地元電気事業者、それが活用できなければその他といったことでプレゼンテーションであっております。今回、他事業者が入っていたという部分は事実としてございます。

小幡委員

本市内の業者じゃない他業者が、他地域の業者が入ったということであればですね、やはりプロポーザルにおいての実施条件違反ということになりますけども、そういうとらえ方でよろしいんですか。

防災安全課長

私どもとしては違反というふうにはとらえておりません。当然、市内業者のほうで全部できればよろしいんですが、前段フリーザーシステムのほう、地元の大きな団体のほうと協議を進めておりました。そういった中で、その大きな団体のほうが中心的部分な部分なところなんですが、そこでは半分程度しかできないといったところの回答を得たということで、3月までにこの事業を完成させなければいけないということもあって、業者の手配をすると、また短期間といった部分もありまして、市外の業者を一部入れているといったところであります。

小幡委員

今の説明だと容認されるんですか。市外業者でも構わないということなんでしょうか。

防災安全課長

その市外業者を全部使うとか、そういった部分ではなく、市内業者を優先的に活用していただく中で、どうしても対応できない部分につきましては、3月までに事業完了しなくてはいけないといった部分ではいたし方ない部分であるというふうにとらえております。

小幡委員

いま課長おっしゃるのは、3月までに終わらすためにはいたし方ないと、イコール、市外業者を使っても構わないという表現になるんですね。そうなりますとプロポーザルにおいての実施条件とは異なりますよね。私から言わせれば、工期がずれても市内業者を使うべきじゃないんでしょうかと思いますが、その点どうでしょう。

防災安全課長

この事業につきましては、環境省の事業を活用しております。環境省の事業の中では3月末までといった条件がつけられておりますので、3月末までの完成といったことで考えております。当然、市内業者が各社おられますので、そういった部分で優先的にと言うか、市内業者をより多く使っていただいて、全部やっていただきたいというのは私どもの思いではありました。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:17

再 開 13:17

委員会を再開いたします。

防災安全課長

申し訳ございません。導入業務につきましては、まだ契約が終わっておりません。その中で一部、業者が入っていたという事実がありましたので、その部分につきましてはフリーザーシステムを呼びまして、導入契約後に設置をしなくてはいけないということで、厳しく指導を話もしています。

小幡委員

いま環境省の予算、3月までに終わらないとというような話がありましたけども、手順は調査業務を終わらせて、報告を受けて、それから導入業務に入っていくんですよ、施工のほうに。そのときに先ほど申しましたとおり、数を確認して、どういう地域からということで事業をなさっていくと私たちは思っていたんです。調査業務は終わりましたけど、いま現状はどのようになっているんですか。よく分からないんですけど。

防災安全課長

調査業務が終わりまして、今うちのほうにその完了報告が上がってきております。この部分は先ほど言いましたように精査して決裁をまわす準備をしております。この決裁が終われば、

次の業務のほうに入っていくようになってまいります。前段、業者のほう若干先にやっていたという部分がありましたので、それは厳しく指導してやめさせております。ですので、現状としましては調査業務を精査して導入業務に向かうところでございます。

兼本委員

いま調査業務は終わったけど導入業務は入ってないと。契約はまだしてないわけ。契約してないのに業者がつけたわけ。お金払わんでいいやない。ただでしてくれたと同じことやる。そのところをね、きちっとせんと、契約はしてないのに工事やったから、でき上がったらやらないかん。3月までに完成せないかんき、なんでもありきよということやったら、今やった点数の、こんなやら何のために点数までつけてやったわけ。そんな簡単にね、3月までにやらないかん、補助対象事業やき3月まで終わらないかんき、なんでもありきよというようなことでね、そして契約もしてないのに工事をさせたとか、どうなっとうとね、へらへらするようなことやないよ、これは、本当に。市の業務契約もやってないのにね、仕事させたということはどういうことね。あなたの責任やろうも、これは。工事代金あなたが払うわけ。これはどうなるんかな。契約もやってないのに工事をやったということについては。財政、どうなるんか、契約やってないのに、しようやということで、この人に決めましょうということで決めとった。契約はやってない。工事はした。請求書が上がってきたとしても、工事件名もないよ。工事契約書番号も何も上がってこんよ。財政、お金払えるわけ。どうなるの。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:21

再開 13:35

委員会を再開いたします。

総務部長

この導入業務につきましては、その前に調査業務が終わっております。この段階でフリーザシステムのほうで国のほうに補助金申請を出しております。交付決定が環境省のほうから来まして、その際に業者のほうで工事に着工してよいかということで国のほうにお尋ねしたところ、してもいいということで、本来であれば市と契約を交わしてからしか工事ができないところをですね、業者のほうで先行して工事を行ってきたということがわかりましたので、うちのほうで中止させまして厳しく指導をいたしております。このようなことがないようにですね、今後は気をつけていきたいというふうに思っておりますので、誠に申し訳ございませんでした。

兼本委員

調査業務については、その環境省の補助金でやるということですけど、この導入のLEDに替えるやつは市のお金でやるわけですからね、補助はあったとしても1500万で終わる金額やなかろう。だからその他は市でやるわけやから、本来は市のほうに確認して工事にかかっていいかというようなことでやらないかんと。またその後で気がついたから云々ということですけどね、だけどやっぱりこれだけの何億という工事をやられるときに、そして契約もやってないやつを業者がやるということは前代未聞よ。今までない、こんなことは。おそらくないと思う。契約やってないのに工事やらせたとか。これはやっぱり深く担当課は反省して、二度とこういうことのないようにね、やはりやっていただかんと、自分のポケットに入れたわけやないから不正行為やないけどね、でも行政というのは、やはり契約をきちっとして、そして工事を、何でもするというのが本来の姿で、これは民間でも同じことやけどね、行政やなくてもね。あとただでやってくれるなら、向こうのサービスやからありがとうで済む問題やないわけやろう。お金払わないかんやろう。そうすると財政のほうも伝票をたてるときには、契約をさかのぼらせないかんとかいうこともやらないかんしね。皆さんのところに迷惑かけるようなことになってくると思うわけやね。だからこれは原課としてはね、先ほど小幡委員のほうから市内業者

云々の問題もあったけど、市内業者はあったけど3月だから市外業者はやむを得ませんでした。こんなもんね、何かもう、議会とか要らん、そんな答弁してもらおうとやったら。私たちのやりたいようにやらせて下さいと、何があるかと行政はやりたいようにやるから、あなたたち黙って見よきなさいということやったら、もう我々は要らんわけやからね。だからもうそれやったらやっていいわけよ、何でも。だけど、そうやないやろう。市長も本会議で両輪で一所懸命頑張ってるよと、まちづくり頑張りますと言って、トップはそういう意思でやってるのに、職員にそういう意思がなくてね、自分たちがやりたいようにやらせて下さいよと言われてたら、そんなことやったら議会も行政も関係ないやない。反省してもらわないかんよね、これは。そして、建設部も頼田のどっかの道路のところで、昔契約前にあったけど、あれは工事をしたわけではなかったけど、そういうこともあった。だけど本来契約をやってないのに工事に着手したっていうのは、初めてやろうと思う。だからこれはやっぱり担当課としては深く反省してね、それだけのものがどうなっているかということについては、注意深く見守っていただかないかと思っています。もうやったことやからね、これを元に戻せというのはお金が倍かかるから、元に戻すことはできんやろうけど、けどしょうがないにしてもね、やっぱりこういうことの指摘を受けないようにね、みんな一所懸命頑張ってるわけやから、何も遊んでいて誰も言ってないわけよ。だけど大事なところだけはピシッと抑えてやるような形をしないとだめだということを書いて、終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

小幡委員

兼本委員から指摘があったとおりです。私も同じ考えであります。

先ほどの続きになりますが、いま2億5千万の事業で、兼本委員の質問に関連しますけど、国の補助金はいくらなんですか、そのうち。

防災安全課長

導入業務につきましては、上限額1500万円、導入にかかる工事費の4分の1を補助するというところでございます。

小幡委員

工事費の4分の1、マックス1500万円。要は国からの補助金は1500万しか来ないんでしょう。2億5千万ですよ。国は1500万でしょう。そういう意味、再確認します。

防災安全課長

調査業務と導入業務があります。調査業務が800万、導入業務が上限額1500万でございます。

委員長

ちょっとはつきり、きちんと数字を言ってください。数字が早口で聞こえづらい。

防災安全課長

この業務につきましては、10年間のリースの契約でございます。その中で調査業務につきましては、800万、導入業務につきましては、先ほど言いました工事費の4分の1の補助ということで、上限額1500万ということでございます。

小幡委員

そういうことでしょう。調査業務は800万で、今その調査業務は完了したと。導入業務の残りの2億4千数百万が今からなんですよ。そのうちの補助金はマックス1500万でしょう。大半は2億3千万近くは本市の予算です。何か今さっきの答弁聞きよったら、国と業者が勝手にやりましたというような言い方してましたけど、国からいただくのは1500万じゃないですか。大半はうちの予算でしょう。所管がしっかりとその点、管理不行き届けですよ。しっかりとってください。質問の続きになりますが、先ほどプロポーザルでこのフリーザーシステ

ムさんがとられたんですね、仕事を。ここに、フリーザーさんに仕事をしてもらおうという加点、要は点数を付ける中で地元業者を活用するというものを打ち出してたからね、フリーザーシステムさんになってるんですよ。それは間違いないでしょう。それはプロポーザルにおいての実施条件の中にちゃんと、飯塚市内の電気工事業者を活用することという条件を付してフリーザーさんは仕事をとられているんですよ。ここを私は言っているんですね。その条項違反でしょうがということ言ってるんだけど、先ほど課長は条項違反だとは思ってません、考えてませんという答弁、議事録に残りますけども、再度確認します。プロポーザルの条件違反じゃないんでしょうか。

防災安全課長

当然この中に書いておりますように、作業については飯塚市内の電気工事業者を活用することと配置についても地域性といった部分では、条項に問題あるというふうに思っておりますので、業者のほうにはその部分も含めて指導しております。

小幡委員

でしょう。条件違反ですよ。ですから条件に沿うようにしっかりとこの業者さんに指導してください。何度も言いますが調査業務が終わっただけで、あと2億数千万を残り3カ月でやるんですよ。しっかりと条件に付した工事がなされているかどうか、再度チェックしながらやってください。これは要望しておきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については調査終了することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は調査終了することに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から7件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について報告を求めます。

中心市街地活性化推進課長

お手元の配付資料に基づき説明いたします。資料は経過及び今後のスケジュール(案)についてでございます。前回、総務委員会10月23日の開催以降の、これまでの主な経過ですが、10月25日は、飯塚本町東土地区画整理審議会第4回を開催し、仮換地の計画について審議会に諮問しております。この仮換地の計画や優良建築物等整備事業施行者の決定については、11月1日の飯塚本町東地区整備に係る勉強会に関係者へ説明しております。仮換地の指定については、11月18日に全地権者に対し、仮換地指定通知書を送付しています。

11月29日は、飯塚市中心市街地活性化基本計画の変更認定を行っております。第2回目となる変更については、「新飯塚駅周辺整備事業」を基本計画に新規事業として追加し、併せて他の既存事業について実施時期や事業内容等を変更したものです。この変更認定申請については、今年7月26日に開催しました「第5回飯塚市中心市街地活性化協議会」に案を提出し、妥当であると意見書を受けた中で、内閣府に申請していたものでございます。

次に、12月6日には分譲マンション事業者による土地売買の手続きについて第11回開催の優良建築物等整備事業推進協議会に説明しております。

次に今後のスケジュールですが、1月下旬には分譲マンション事業者と地権者との土地売買契約手続きを開始していきます。

2月の中旬には、第6回の飯塚市中心市街地活性化協議会の開催について、同協議会事務局の飯塚市商工会議所と調整をしております。また、同協議会の開催と併せ、23年度から引き続きコンパクトなまちづくりセミナーの開催についても、中小企業基盤整備機構の中心市街地商業活性化診断・サポート事業の活用を図りながら実施に向けた調整を行っております。

主なハード事業につきましては、吉原町一番地区第1種市街地再開発事業が2月下旬、ダイマル跡地事業については3月下旬に解体工事が完了する予定です。

次に、資料2ページをお願いいたします。これは、去る平成25年5月20日に執行された「ダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業に伴う解体土木工事」の入札結果でございます。応札者は5社、落札者については株式会社春田建設で、1億4990万円、税抜きとなっております。その他入札参加者は、順不同で、柴田建設工業株式会社、九特興業株式会社、株式会社坡平産業、株式会社修正工業となっております。なお、応札の5社につきましては、全て市内業者であります。

これからは、前回、10月23日開催の総務委員会での質疑等についてご回答いたします。まず、兼本委員より再開発や優良建築物等整備事業における国や県、市の補助金を活用する事業については、民間が自己資金で建設した分譲マンションと比べ、販売価格に差があってもよいのではないかと。また、そのことで早期の販売にもつながり、新たな人口の流入につながるのではないかなど、行政からのお願いや他市の事例等を調べてほしいとのご質問をいただいております。

このことについては、県下の久留米市、北九州市、福岡市、また県外では、中活基本計画の認定市でもある富山市や柏市など、いずれも再開発事業の実績のある市を対象に調査を行いました。開発事業では、権利変換総額と総事業費との合計額から組合の収入である補助金等を差し引いた額が、新しい再開発ビルの総床価格となります。このため、総事業費や従前資産額が高くなれば、保留床処分価格も高くなり事業自体が成り立たなくなることも想定されます。このようなことから、組合は、再開発ビルの保留床が適正価格で処分されるような事業計画を定めることとなります。一般的に再開発事業はこのような仕組みとなっているため、調査を実施した全自治体から、「再開発事業の採算性、事業性について協議・指導等を行うものの、マンション販売は民間市場として競争されるものであり、また、各地域の地域性に左右されることからマンション事業者の自社努力により住宅販売を行うことになる。そのため、販売価格についての指導を行っていない。」との回答をいただいております。しかしながら、本市としては、定住促進につながるような販売戦略、価格設定など、引き続き要望していきたいと考えております。

次に、小幡議員より、再開発事業やダイマル跡地整備事業について、解体業者選定に関する会議録の提出について質問を受けておりました。このことについて再開発事業は再開発組合に確認しましたが、非開示ということで回答を受けております。ダイマル事業については、まちづくり飯塚に確認しましたが、会議の内容を記載したような会議録は作成していないとの回答を受けております。

次に、株式会社まちづくり飯塚につきましては、株主の公表について、解体工事施行者である株式会社春田建設は株主であるかとの質問を受けておりました。このことについて、株式会社まちづくり飯塚に対し再度公表についての要請をしておりましたところ、株式会社春田建設としては株主ではなく、その代表者である春田氏が株主であるとの回答を受けましたので、ご報告いたします。

以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

兼本委員

ダイマル跡地の問題でですね、本会議で一般質問等がございまして、議員のほうから解体工事が高すぎると、3000万ぐらいでできるやないかというような話も出ました。これは総務委員会に付託を受けた案件でも何でもありません。ただ報告事項です。関連のあるところでは、全部常任会にそれぞれ報告していると思いますけども、しかし委員会としてもあれだけ言われてですね、黙って報告だけ聞いて、総務委員会は何しよったとやというようなことになっていからですね、ある程度は精査もせないかんやろうという考えもあります。しかし、この事業はデベロッパーであるまちづくり飯塚がやるわけですから、その行政がやる仕事じゃないから、議会としてもどの程度まで質問ができるのか。そして例えば調査ができるのかということところが非常に難しいところです。例えば補助をやってるような、同和についても補助をやってるわけですけど、それについてどういうことやれと言っても向こうが出せませんと言ったら、それで終わってるようなこともあってますね。だから逆に保育所を建てるときに、保育所に補助金をやってるわけですけど、保育所を建てる時に保育所の業者をどういうふうを選定したかとかというようなことも、聞けば聞けんことはないかもしれませんが、向こうが言わんと言えればそれで終わるだろうと思うんですね。だからこれは委員長ですね、この問題について補助金を、最終的に補助金を出す、国、県の補助は別に市も出すわけですからね。だから補助金を出しているデベロッパーさんがこういう事業をやる時に、議会としてどこまで質問ができるのか。調査ができるのか。これを全国議長会にでも問い合わせさせていただいてですね、きちっとこの程度までできますよということをやらんとですね、例えばこの前出た解体費が3000万が本当に正しいのかどうか、1億4900万が正しいのかどうかと、精査するためには設計書を取り上げて、それを検証せないかんわけですね。検証するということになると、第三者にすることでは予算もかかりますからね。正しいか、正しくないかということで、予算をかけてやった。正しかったら正しかったということで終わるわけですよ。株主が、春田建設がもしも仮に株主やったとしても、江口さんは一般質問の中で補助金をやる場所に聞いたかと、公正取引委員会に聞いたら問題ないと言ったけど、補助金を出す場所に聞いたかと。これは資本主義の社会では、株主が誰かということは、飯塚みたいに小さい会社だからわかりますけど、大きな会社になってくると株主は誰かわかんわけなんですよね。その中の人とその仕事をとったからといって問題になるわけでもないし、取締役とかなれば、商法でいう利益相反行為になりますけどね。そういうことじゃないわけですから、そこまで目くじら立ててやらなくていい。ただその中身を早く知り得たやないかと、談合やったとやないかというような疑念はあるかもしれませんが、そこまでは議会として考える必要があるかどうかということもあるわけですね。1回、どこまで質問していいかということをしてですね、やっていただかんと、担当課長に聞いても、担当課長も自分がやったことやない。向こうに行って、ここから質問されたら聞きに行く。また次にこれを聞いて来いというようなことでから御用聞きみたいなもんでですね、非常に厳しかろうと思うんですね。じゃあ、まちづくり飯塚の社長さんと呼んで、参考人なりに呼んで、聞けるかということができるとかどうかということも、我々常任委員会がそういうことができるかどうかということも甚だ疑問ですよ。これ所管やないからね。付託も何も受けていない、報告だけですからね。報告はいつも委員長言われるように、「報告事項ですので、ご了承願います。」とやるわけですからね。だからそのこのところのね、けじめをきちっと最初につけてですね、そして質疑に入っていたかんと、先ほど言うように、まちづくり飯塚に会議録を出せと言ったら会議録を作ってませんと。もしも作ってたとしても、作ってませんと言ったら、それで終わるわけですよ。例えばここに、5月20日執行の入札があったけど、その入札の札やら出してごらんと言っても、札は処分しましたと言え、札はもうなくなるわけですからね。だから調査すると言っても、どこまで調査できるかがわからんわけですよ。ぜひうちの委員会で、これを本当にやっぱり慎重に審議するということになると、調査権を持たないかんということです。調査権を持つとしたら、議会が調査権を持つとしたら

100条しかないんですね。これは100条に馴染むかと、おそらく馴染まないと思います。うちが付託受けた案件やないからですね。調査する方法がないんですね、はっきり言って。言われっ放しでから、一般質問でバンバン言われた。そして総務委員会は報告を受けて了解しましたと言ってですね。総務委員は何しようとかという話になってくると、非常に我々もですね、委員の一員としてなんかお尻がこそばいような感じがするわけですけどね。そのところをひとつきちっと精査していただいて、この審議に入っていただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

委員長

私もその辺は気になる場所ですし、全国市議会議長会に聞いて、どこまでできるのかを早速問い合わせたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 13:58

再開 14:09

委員会を再開いたします。

休憩の間に全国市議会議長会に問い合わせましたところ、執行機関が執行機関として知りうる情報としてのみ答弁すべきである。中活事業は市の事業であっても、その中の民間企業の事業の内容については調査できない。執行機関としては可能な限り応じるべきであるとは考えるが、あくまでも相手方は民間企業であることを考えてくださいという答えがきております。

兼本委員

多分、そうやろうと思いましたが。しかし、これがやっぱりインターネットの中継で出るもんですから、いろんな業者さんがですね、解体工事が、また西鉄のバスセンターの解体工事が、下請けが6000万ぐらいで解体工事をやりよう。あれが1億何千万とか、いろんな情報が、本当かどうか知らんけど入ってくるわけですよ。議会として、飯塚市の金が全部やないにしろ、やっぱり税金を投入して補助として出しよるわけやから、本当にそれが妥当かどうか議員としてはチェックすべきやろうかというような声も入ってくるわけですよ。しかしいま全国議長会に問い合わせたところ、やはりデベロッパーがやりよることについては、もうあんまり踏み込んだことはできないと、聞くのは聞いてもいいけども、向こうが出せませんと言ったら、もうそれで終わりですよという言い方なんですね。だから、これはひとつ部長なりをお願いしときますけどね、こういうふうなことが議会で問題になりよると、できればですね、身の潔白と言う言葉はおかしいですけど、自分のところは正しいことやってるんですよということをですね、何か立証してもらおうとですね、非常に議会も行政としても、その立ち位置があると思うんですね。だからこれはお願いしかないと思いますけど、向こうがもう、いや、私のところは何も間違ったとこでやってませんから、何もそんなことする必要ありませんと言われたら、それで終わりかもわかりませんが、しかしある意味、議会で、委員会で、一般質問でもあれだけの金額が出たわけですから、あの金額が本当に正しいかどうかということの話まで、議員はある程度本会議場で言うことは言いつ放しでいいわけですからね。だからそういうこと言いつ放しであると思いますけど、しかしこういう問題があつとりますよと、一般質問でもあつてますし、委員会でもやはり疑惑と言つたらいかんけど、少しおかしいとやないかなということがあつとりますから、できればひとつそういう形のをね、きちっとしたものをしていただけなんですかというようなことを、これはお願いしかないと思いますけど、やっていただいて、そして3月には解体工事が終わるそうですからね、すかっと新しい年を迎えられるようにですね、ぜひできればお願いしたいと思います。できるかどうかは別問題としてね、要望だけはしておきますので、お願いしておきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

小幡委員

行政のほうで答えられる範囲で結構でございます。吉原町第一種のバスセンター事業、国、県、市が補助金を出しますが、その補助金はもう認可というか、許可は得てるんですかね。なおかつダイマルのほうの補助金の許可申請はOKをもらっているんでしょうか。その2点だけ教えてください。

中心市街地活性化推進課長

事業計画としては許可をいただいている段階でございます。

小幡委員

2カ所とも。事業計画上は認可が済んでますと。補助金も、事業計画上の補助金はOKということ、バスセンターの事業もダイマルの事業も、OKをもらっているということでもいいですか。

企画調整部長

今回の中活の基本計画を作成する際に、まずこういう国の補助事業を活用する際は、事前の打ち合わせといたしまして、補助をしていただける国とか県、そういうところとの打ち合わせをした中で確約していただいて、内閣府に申請するというような段取りになっております。そのような形で今回も計画に計上させておりますし、事業計画の段階で、先ほど課長答弁しましたように、計画としては途中認可をいただいたりというようなこともございます。補助金につきましても、その年その年で申請をして決定をいただいて、入金をいただくというような仕組みになっておりますので、そういう形でご理解いただければと思っております。

小幡委員

バスセンターの2階に休日夜間急患センターを計画していますが、あれは県からの補助事業でしたね。それは県からもOKもらったということでもいいですか。

企画調整部長

この分につきましても県のほうにずっと御相談を申し上げて、大体の事務レベルで大丈夫だというふうな話の中で進んできております。前回、市長からも県知事のほうに最終的な御要望をしていただきまして、いま県のほうにおきましても予算措置をお願いしているという状況でございます。

小幡委員

ですから、国と県の補助金の申請をするのは、何ていうの、許認可というのは認可、ちゃんと補助金出しますよという文書が何かできっちりもらったということですか。いま相談して、部長答弁だと口頭でね、基本的にはOKだというような言い方なんですけど、しっかりとした通知書なり決定通知書なりは、本市はいただいているんですか。

企画調整部長

交付申請をいたしまして交付決定というのはきちっと書面で出てまいります。ということでございます。

委員長

各事業で交付決定はいただいていると。事業が計画どおり終わるにつれて、補助金申請をして補助金をいただくというような流れで理解していいんですか。

企画調整部長

もともと今回の、例えば再開発事業とかダイマル跡地の事業にいたしましても、社会資本整備総合交付金の対象にして計画をつくっております。そういう計画で5年間、28年度までの計画ということで、まずはその段階で計画に対する了解をいただいて、その年度、年度の補助金につきましては、対象年度の当初とかに交付の申請をいたしまして、その都度きちっとした交付決定書をいただくと、そういうふうな形になっております。

小幡委員

何となくそういう説明なんだろうけど、そういう中で事業が進められておりますけど、バスセンターの事業でちょっと教えていただきたいことがあります。いま解体が進行しておりますよね。解体後、建物を建てていかれるんでしょうけども、前回の総務委員会資料でいただいております事業計画書の中にですね、資金計画というのがあります。この資金計画を見ますと、収入が約37億ですよ。支出が約37億と、こういった事業なんですけど、収入の37億の内訳の中に、いま説明を受けた一般会計補助金、これが約19億2800万、19億ぐらい補助金が来ますね。公共施設管理者負担金ですから、飯塚市のほうが4572万9000円ですから、37億の収入の大半でありますこの補助金、合計しますと約19億6000万ぐらいですね。あと37億かかるのに約19億7000万ぐらいの補助金が来ますんで、残り差し引いた17億3500万ぐらいを保留床、できあがった床を販売して収入に充てるという計画になってますね。その保留床処分金の計画上、金額は17億3500万ほど保留床を販売するんですけど、この17億3500万の保留床のうち、医師会が約9億4300万で買ってくれますと。本市も2階に市の休日夜間急患センターを1億4500万で買いましょと。これが収入となった場合に残り37億の収入の内訳の補助金と保留床処分費がすべて入ってきますと、あと足りないのが、6億4700万ぐらいが収入としてまだ足りないんですね。6億7000万ぐらいを、足りないのは5階から11階の分譲マンションを売って、この収入で充てて37億の収入金とするわけでしょう。6億7000万を売るにあたってマンション62戸ありますので、これ単純に割りますとね、約62戸のマンションを、平均ですけども、1戸あたり1045万ぐらいで仮に売れば、6億4、5千万入ってくるわけですよ。そうすると37億に達するわけですね。簡単に計算しますとね。支出も37億、収入も37億としてこの資金計画が成り立つんですけども、62戸のマンション、先ほど巷のマンションの民間が販売されている価格に対しますと約1045万ぐらいで62戸販売すれば、ほぼペイにはなるんですけども、1000万ぐらいじゃ売らないんでしょう。仮に1500万とかね、4LDKもしくは結構広い部屋がありますので、価格はバラつきが出るんでしょうけども、逆に1500万平均で売れたら500万の62戸ですから、3億ぐらい収入が浮くじゃないですか、単純に計算して。これは、その販売は、どこかまた別のところが販売するんですか。何が聞きたいかと言うと、37億の収入に補助金が入って保留床処分をすればね、マンションは約1000万ぐらいで62戸を売ればペイできますんで、1戸当たりが1000万ぐらいかなと思って聞いてるんですが、どういう販売戦略を考えられてたんですかね。

企画調整部長

いま質問委員言われました計算方法は、基本的な計算方法はそのとおりでございますけども、西鉄さんもいま現在、土地、建物を持ってありまして、それだけの資産がございます。それを床に換えるという権利床がございます、1階のバスセンター部分も当然権利床として西鉄さんが取得される。5階以上の分譲マンションの部分の一部につきましては、西鉄さんの現在の権利床でもって交換をするという部分がございます。先ほど、私もいま手元には何もありませんけども、残った6億数千万円というのは、その5階から11階までの、その権利床でとられた以外の部分を西鉄さんに買っていていただいているという状況でございます。これを西鉄さんのマンション事業部が販売をされていくと。先ほど課長も答弁いたしましたように、こういう補助を入れた事業でございますので、少しでもメリットに結び付くような形の販売をお願いするというのを強かに継続してお願いしていきたいというふうに思っております。

小幡委員

部長の答弁の中にね、西鉄さんの権利床というのはわかるんですよ、西鉄さんの土地だから。医師会も本市も、もしくはマンション購入した人も、マンションというのは部屋と共有部分と占有部分と62戸あれば62戸分の1の土地に対する権利というのがございますね、通常。その西鉄さんの土地の換金権利床というのは支出金の中で計算されてますから、私が聞いているの

は支出のほう、収入が37億、収入金として入ってくるための内訳を簡単に計算していきますと、残り62戸のマンションを1000万ぐらいで売れば、6億強で売れるから、37億になるんですよ、単純に。要は高く売ったらそれだけ利益が残るんだけど、その利益がどこに飛んでいくのというのを聞きたいだけなんです。

企画調整部長

先ほど私も説明がうまくなかったと思いますけども、先ほど言われたように、1戸当たりが1000万という数字ではないということを私が言いたかったのと、あと当然西鉄さんが分譲マンション事業部が床を取得されて、それを販売されるわけですので、その収益については当然西鉄さんのほうにいくということになってまいります。

小幡委員

ですから、何度も言いますが37億調達するにあたって、補助金と保留床販売で37億作るんですよ。いま縦計算しますとね、補助金が入ってきて、医師会と飯塚市に床を買ってもらって、残りのマンションを売れば、37億になれば事業計画上収入と支出のバランスが合うわけですよ。37億に合わせるためには62戸を約1045万で売れば37億になっちゃうんですよ。ということは、通常考えられるのは1500万とか1800万とかで4LDKは巷で売られてますんで、バスセンターもそれぐらいで売った場合に、利益は、要は収入金が余るじゃないですか。3億か4億か、余るわけですよ。それを西鉄のマンション事業部ですか、そこが利益として全部持っていくのか、37億の収入さえあれば補助金は減額できるのか、そこを知りたいわけです。

企画調整部長

計算上は先ほどの1千何十万とかいう分じゃないという分がございます。それといま委員が言われるのが、じゃあ再開発組合がその分を売ればいいじゃないかということかもしれませんけども、事業計画を立てていく中で、売れるか売れないかというような形での事業計画というのはできませんので、あくまでも保留床というのは売却するという前提での仕組みになっております。その中で今回、西鉄さんがその保留床を買われたということでございますので、そういう御理解でお願いしたいと思っております。

小幡委員

順番で言いますと、保留床の処分は医師会と本市と西鉄のどこですか。

企画調整部長

正式には西日本鉄道株式会社ということになります。その担当がそういうマンションデベロッパー部門だということで私言いましたので、ちょっと誤解を与えたかもしれませんが、会社としては西日本鉄道株式会社が保留床を取得ということになります。

小幡委員

逆に言いますと、この計画上ですよ、あくまでも、足らない6億4000万ぐらいで西鉄さんが一旦マンション部分を買うということですね。あとは西鉄さんが何ぼで売ろうと、それは通常の商取引という考えでいいんですか。

企画調整部長

最終的にはそのとおりです。今言いましたように62戸を西鉄さんが6億何千万で買うということではありませぬので、その分だけは御理解をいただきたいと思っております。

小幡委員

その決定はまだできてないんですね、西鉄さんがいくらで買うか。ここにね、保留床の処分金が総トータルで17億3500万ということになってるんで、医師会と本市が買った残りを差し引いた6億4000万ぐらいなんですよ。ですから西鉄さんが6億4000万ぐらいで保留床を買うのかなと、そうすれば37億という収入の部は調達できるわけですよ。単純に私が言ってるのは、その6億数千万で62戸のマンションだから約1戸1000万ぐらいで西鉄さ

んが原価として買われるのかなと。聞いてる意味わかりますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14 : 28

再 開 14 : 36

委員会を再開いたします。

企画調整部長

先ほどちょっと説明が悪かったと思います。西鉄さんのほうで権利床というのがございまして、マンション部分でいけば十数戸部分が西鉄さんの権利床ということになってまいりますので、そういうことで御理解をいただければと思っております。

小幡委員

あくまでも事業計画上の収入の内訳でいけば、保留床の残るマンション62戸のうちの十数戸は西鉄さんの権利床と。要は西鉄さんのものだ。権利を交換した場合に。残り50戸弱ぐらいが西鉄さん以外の物件ですよ。再三申してますとおり、その62戸の中に中活の目的である市外地からの転入者、戦略を練ってくださいということ再三申しております。西鉄さんが十数戸も持っているのであれば、極力ね、西鉄さんに市外地にあててもらおうような交渉を、部長、またよろしくお願ひしたいと思っておりますので、これは要望に留めておきます。ありがとうございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

報告事項の順序を変えて進めてまいります。次に、「平成25年度職員採用試験の実施状況について」報告を求めます。

人事課長

「平成25年度 飯塚市職員採用試験第1次試験合格者の決定及び第2次試験の実施について」その概要をご報告いたします。

まず、第1次試験合格者につきましては、全ての試験区分全体で133名を、11月6日、水曜日に本庁玄関前に掲示いたしますとともに市ホームページへの掲載、本人への郵送による通知によりまして発表いたしております。

お手元に採用試験の実施状況につきまして資料を配付させていただいておりますので、ご参照方よろしく願ひいたします。表は左から、試験区分、採用予定者数、性別、申込者数、受験者数、第1次合格者数、第2次試験受験者数及び倍率を記載しております。区分毎の第1次合格者数は、表の右から3列目になりますが、上段から行政事務上級が70名、行政事務初級20名、土木8名、土木民間企業等職務経験者枠2名、保育士25名、保健師8名となっております。なお、行政事務のうち、障がい者対象枠での合格者と建築の合格者につきましては該当がございませんでした。

次に、第2次試験につきましては、11月22日、23日、12月7日、8日、9日にわたりまして論文試験及び面接等を実施いたしております。お手元の表の右から2列目に記載のとおり、受験者数といたしましては、行政事務上級51名、初級12名、土木5名、土木民間企業等職務経験者枠2名、保育士19名、保健師6名で、一番下の合計欄でございまして、95名が受験いたしております。倍率につきましては、表の最終列に記載のとおりとなっておりまして、行政事務上級で3.0倍、全体が一番下、括弧書きで記載しておりますが2.7倍となっております。

今後のスケジュールでございまして、最終合格者の発表を近日中に行いまして、行政事務上

級を17名、行政事務初級を5名、土木職2名、土木民間企業等職務経験者枠2名、保育士8名、保健師2名、計36名以内を平成26年度採用候補者名簿に登載予定といたしております。なお、本人には郵送等により通知いたしますとともに、市ホームページにも合格者の受験番号を掲載いたします。

以上、簡単ではございますが、採用試験の実施状況につきまして、ご報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「合併特例債の発行可能限度額の修正について」報告を求めます。

財政課長

「合併特例債の発行可能限度額の修正について」ご報告いたします。

合併特例債の発行可能限度額の修正についてと記載しております資料をお願いいたします。合併特例債につきましては、本市では合併後、有利な起債として、これまで主に公共施設の整備等に活用しているところでございますが、県の調査の中で活用できる発行可能限度額が示され、これまでご報告してまいりました額より4億6800万円多い469億2800万円となりました。

中段の「合併特例債発行可能限度額の算出」で記載しておりますように、この合併特例債の発行限度額は国勢調査人口を基に算出されるもので、本市では、平成17年度の国勢調査人口を基に算出しておりましたが、平成17年度の国勢調査の確定日が本市の合併後の平成18年10月31日でありましたことから、発行可能限度額の算出の基準は合併時点での確定値である平成12年度の国勢調査人口を基に行うこととなり、4億6800万円の増額となったものでございます。

裏面の表をお願いします。この表は合併特例債の活用状況の表でございまして、表の上部に、ただいまご説明いたしました修正前、修正後の活用限度額を記載いたしております。表の左側から、これまで活用してまいりました事業の事業名、平成24年度末までの決算額での累計額、平成25年12月補正予算後の平成25年度の活用額、そして一番右端になりますが、総累計額、一番右下の計のところになりますが、172億3900万円が現在の総累計の活用額、予定も含んでおりますが、となっております。また、表の一番下になりますが、今後の活用限度額ということで書いておりますが、修正前、修正後として記載をいたしております。平成25年度予算額の欄の一番下、296億8900万円、これが今後の活用限度額という形になってまいります。内容の説明は省略させていただきます。

以上、簡単ですが、ご報告させていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「小中学校再編整備により生じる跡地の利活用について」報告を求めます。

行財政改革推進課長

「小中学校再編整備により生じる跡地の利活用について」ご報告いたします。資料をお配りいたしておりますので、そちらをご覧ください。

今回の利活用の対象となる学校は、資料で挙げています飯塚第三中学校及び菰田中学校でございます。いずれも平成26年度から飯塚第一中学校と統合することで跡地が生じる学校となります。

それでは資料に沿ってご説明いたします。表の左側から、施設名、次に建設年月、構造等、

敷地面積、延床面積、利活用の方策からなっております。

それぞれの内容ですが、飯塚第三中学校につきましては、平成29年度までは幸袋小中一貫校建設に伴う運動施設の代替施設として、引き続き教育施設として利活用するものです。校舎につきましては、利活用はございませんが、閉鎖をするということにいたします。校舎につきましては、平成29年度までは運動施設と一体的に教育施設として管理をして行くものでございます。

次に、菰田中学校につきましては、市の施策としての利活用はないことから、「公共施設等のあり方に関する第二次実施計画」に基づき、民間事業者等への有償譲渡とすることで、今後手続きを進めてまいります。

以上で、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「アメリカ合衆国サニーバール市との友好交流について」報告を求めます。

総合政策課長

資料といたしましてA4の3枚綴りをお付けいたしております。ご参照のほどお願いいたします。

本年5月、アメリカ合衆国カリフォルニア州にございますサニーバール市というところが、日本の自治体と青少年交流を通じた将来世代の育成を主目的とした姉妹都市交流を希望しているという情報が福岡県を通じてございました。これは、資料1ページにお示しをいたしているとおりでございます。その後、福岡県サンフランシスコ事務所の関係者を、これはそのサニーバール市にございます。この関係者を介して、サニーバール市側の窓口であります民間団体、サニーバール姉妹都市提携協会といたしますが、この民間団体の代表者と、飯塚市内、英語教育や国際交流を推進している市内小中学校の校長や嘉穂東高校の校長、並びに本市、片峯教育長が情報交換や意見交換を行っておりましたが、学校間交流の実現性が高まったことから、サニーバール市側に学校間交流を中心に交流を開始したいとの意向を伝えておりましたところ、10月末にサニーバール市側から交流を始めましょうということで、資料5ページと6ページに掲げております「友好交流関係協定書」というものが送られてまいりました。和文と英文でそれぞれお示しをいたしております。

協定の内容といたしましては、両都市は共通の反映と生活環境向上のため、いろいろな分野の観点から交流等の情報共有を始めること、両都市の指導者や関連部門の定期的な連絡をするなどとなっております。また、この覚書につきましては3年間で自動的に失効するとなっておりますが、これにつきましては、まず3年間での交流を行い、その交流を評価しながら今後更新してまいりましょうというものであります。

このような中、去る11月26日、医工学連携推進に関するシリコンバレー地域視察終了後に、齊藤市長がサニーバール市を表敬訪問され、市議会において相互都市の友好交流に向けてのスピーチを行っておられます。サニーバール市議会では、今後両都市間の理解と友情が深まることを目指して、友好交流関係を築いていく旨の決議が早速その場でなされたということでございまして、本市といたしましても、早速サニーバール市との友好交流関係協定書を締結し、まずは市内小中学校教育を中心とした学校間交流から開始したいと考えておりますので、御理解の程よろしくお願いいたします。

なお、資料の2ページ、3ページ、4ページ、大変簡便ではございますけれども、そのときに添付されておりました資料でございまして、市の概要ということで、カリフォルニア州にあります14万の都市であるとか、人口構成、市の面積等も記載がございまして、これまでの市の

歴史、主産業、そして市の学校教育や市の治安、市勢、サニーベール市の意向といったものが付されておるところでございます。併せましてこちらのほうも、御参照の程お願いしたいと思います。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

兼本委員

質疑ではないけど、サニーベールに行かれた感想を聞かせてください。

市長

感想ということでございますけれども、このシリコンバレー、カリフォルニア州の沿岸の、大体サンフランシスコが70万ぐらいの人口で、あとはサンパウロですかね、が100万というような、それでこのエリアがヤフーやらアップル、グーグルなどという今IT産業の事業所の本社があるところでございます、その本社のほうにも行きましたけれども、アメリカの投資者のですね、全国の約40%が、そのシリコンバレーの、その一帯に投資家が集まってきてやられているというすごいエリアでございます、そのサニーベールというところに全世界からですね、ITにしる、そういう開発者が集まってくるビルがございます、その一角に福岡県が事務所を持っています。そしてそこに行ったときに、トライアルですね、トライアルの情報関係の研究者が3人常駐してまして、あと全世界からいろんな企業やベンチャーが集まっているところでして、上ではそういうプレゼンテーションルームというのがあって、いろんな自分たちが開発したものを上でプレゼンをするわけですね。そのプレゼンを聞きに来て、そこで投資家が、じゃあ、あなたのところに何億出しましょうとか、何千万出しましょうとか、そういうビルがあって、一番いま世界で有名なエリアであるというような、ちょっと名前は忘れたな、そういうプランニング何とかセンターというところですけども、そこに伺いましたけども、すごいですね。何て言いますか、こういう感じの部屋で仕切ってあるんですね。それで隣と隣が話していることが聞こえるんですよ。聞こえてもいいというような環境の中でやってくるから、新商品の開発とかでもどンドン出でてきてですね、シリコンバレー一帯には年間に1万件ぐらいのベンチャー企業が来て創業しているらしいですね。そういう話を聞くとですね、これからのエリアの中で我がまちもIT産業のまちと言いますか、学園都市であり情報工学部もあるわけですから、そういう意味ではこれからのこの地域に住む子どもたちがですね、サニーベール市との、まだ友好ですけども、友好の中で姉妹都市を結んでいくプロセスで、いろんな皆さんたちの意見を聞きながら姉妹都市提携になっていけばいいんじゃないかと思いますし、まずは例えばホームステイとか向こう側に研修に行くとかですね、そういうことによって英語教育というのがこれから小学校3年生からというようなことも5年後には言われてますから、ある意味ではグローバルな言語としては英語がいいんじゃないかということで、そこと提携することによってですね、この地域が違ったまた学問のエリアになってきて、またいま言うように九州工業大学の情報工学部もあるわけですから、そこと一緒に、もう10年も経てば子どもたちが大学に行くような、小学校1年生が大学に行くような形になるわけですから、そういう意味では有効的に、有効というのは効果のある有効ですけども、有効的な提携になるんじゃないかなと思うので、議会の皆さんの御理解と御支援をよろしくお願いしたいと思います。

委員長

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「指定管理施設の評価について」報告を求めます。

総合政策課長

こちらにつきましてもA4の資料を1枚お示ししておりますので、ご参照お願いいたします。

現在、指定管理者制度を導入しております「サン・アビリティーズいいづか」及び「飯塚市営駐車場」これは立体駐車場と本町、東町の3つございますけども、この施設につきまして、平成25年1月1日付で飯塚市指定管理者評価委員会に諮問いたしまして、11月22日までの間、計5回の評価委員会を開催していただきました。

平成24年度の実績に基づきまして審査が行われ、当該指定管理者に対する評価に関して12月5日、木曜日に市長あての答申を受けましたので、資料のとおりご報告するものでございます。

評価につきましては、いずれも「B」となっておりまして、総合評価は適正とされ、それぞれ意見が付されております。その後、評価表に従って、所管課であります社会・障がい者福祉課及び建設総務課から各指定管理者に対して通知及び改善指導を行いましたので、併せてご報告いたします。

以上、簡単ですが、ご報告させていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「消費税の引き上げに伴う使用料等の転嫁について」報告を求めます。

総合政策課長

このほど、消費税率の引き上げに伴いまして、本市といたしましても公の施設の使用料等について、平成26年4月1日から転嫁するため、3月議会への改正条例案の提出を予定しております。

転嫁にあたっては、利用者負担の公平性や原価主義の観点、また合理的かつ明確な方法による端数処理等を考慮いたしまして、その取り扱い方針を決定する必要がありますので、現在、その方針について調整を行っているところでございます。

今後、平成26年1月中旬までに転嫁の取り扱い方針を決定いたしまして、平成26年1月27日開催予定となっております総務委員会にご報告申し上げたいと考えております。

以上、簡単ですが、ご報告させていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした